

一般財団法人福島県農協共済福祉事業団定款

制 定 平成24年4月1日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人福島県農協共済福祉事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福島県内の農村・地域住民に対して健康増進活動を中心に生活福祉向上のために必要な事業を実施し、教育又は科学の振興・文化の向上に資するとともに、地域社会の福祉と公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康増進活動
- (2) 検診活動体制の強化活動
- (3) 交通安全対策活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 小域福祉活動の支援
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福島県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種類)

第5条 この法人の資産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めたものとする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は第18条第7号及び第8号に定める事項を除き、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3か月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員13名以上15名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とし、評議員会の議長を行う。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員会会長は、評議員会において選定する。

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第18条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、この定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第15条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

第2節 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 残余財産の帰属の決定
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは副理事長が、理事長及び副理事長に事故あるときは、他の理事が招集する。

- 2 理事長は、評議員から理事に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったときは、その日から6週間以内に評議員会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、書面により、会議の日時、場所、目的等を通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。ただし、評議員会会長に事故あるときは、その評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出し、これにあたる。

(定足数)

第22条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印する。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員を設置)

第25条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長、専務理事又は常務理事を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事又は常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事又は常務理事は、それぞれ理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事又は常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

6 理事は、その他法令に定められた職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の監査
- (2) この法人の業務及び財産の状況の監査
- (3) 事業報告及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））並びにこれらの附属明細書等に関する監査
- (4) その他法令に定められた業務

2 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第33条 この法人に、1名以上3名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応ずること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第2節 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任又は解任
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (5) 第32条の責任の免除

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度毎に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは、副理事長が、理事長及び副理事長に事故あるときは、他の理事がこれにあたる。

(定足数及び決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印する。

第6章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的並びにこの法人の評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散及び残余財産の帰属)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補則

(細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大橋 信夫	齋藤 道雄	富塚 正	鈴木 昭雄	長谷川 一雄
佐藤 久男	長島 俊一	永瀬 隆雄	宝槻 直志	高荒 栄一
大川原 けい子	遠藤 友彦	宮崎 憲治	馬場 恒郎	八巻 秀一
- 4 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	近野 利広	相楽 正文	星 泰蔵	遠藤 祐輔
	川上 雅則	本田 良智	菅野 好雄	薄井 忠夫
監事	薄井 惣吉	森合 桂一		
- 5 この法人の最初の理事長は、薄井 忠夫とする。